

特定非営利活動法人 かぞくの家 さくら

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 かぞくの家 さくら という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市安佐南区古市3丁目5番13号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、現在の分離教育では、なかなか得る事のできない思いやりや、相手を大切にする心を育てていくという理念のもと、障害を理解してもらう為の活動を通じて、すべての子供たちとその家族を支援し、障害福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業
 - ② 障害の種別を問わず利用できる事業
 - ③ 洋菓子、パンの製造販売
 - ④ 農産物の栽培、販売
 - ⑤ 美容師法施行令第4条第1号に基づく出張美容サービス

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 本会の趣旨及び目的に賛同し、事業に協力できるものであること。
- 2 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出して申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の入会申し込みがあったときは、そのものが第1項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第8条

会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人
- (2) 監 事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役

員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人には、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記す

ること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 削除

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 削除

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は公益法人又は社会福祉法人に寄付するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岩本 敦子
副理事長	寺田 忍
副理事長	村山 美香
監事	妹尾 秀隆
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	年会費 五千円
(2) 賛助会員（個人）	年会費 千円
(3) 賛助会費（法人、団体）	年会費 五千円

令和7年度の事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

法人名 特定非営利活動法人 かぞくの家 さくら

1 事業実施の方針

以下の事業を確実に実施することを目標とする。

「さくら」、「ひまわりのたね」、「つなぐのところ」及び「ひだまりのところ」の4事業所体制で、日中一次支援・短期入所・生活介護事業を行います。

障害者(児)及びその親同士の交流、情報交換としての場としても活動を行い、障害を理解してもらう為の活動を通じて、子供たちとその家族の支援を目標とします。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業	0才～上限なしを対象 障害の種別は問わず 24時間体制 日中一時支援事業 短期入所事業 生活介護事業	(A) 通年 (事業所により異なる) (B) さくら、ひまわり、 つなぐ、ひだまり (C) さくら：3人 ひまわり：8人 つなぐ：11人 ひだまり：7人	(D) 0才～上限なし の障害者(児) (E) 20,000人/年	228,000
②障害の種別を問わず利用できる事業	利用者に対する食事提供事業	(A) 通年 (事業所により異なる) (B) さくら、ひまわり、 つなぐ、ひだまり (C) さくら：3人 ひまわり：8人 つなぐ：11人 ひだまり：7人	(D) 0才～上限なし の障害者(児) (E) 20,000人/年	6,000
③洋菓子、パンの製造販売	利用者の製造する洋菓子、パンの販売	(A) 通年 (B) またね (C) 3人	(D) 一般市民 (E) 多数	5,000

④ 農産物の栽培、販売	利用者の栽培・収穫する農産物の販売	(A) 通年 (B) たいよう (C) 1 人	(D) 一般市民 (E) 多数	1, 000
⑤ 美容師法施行令第 4 条第 1 号に基づく出張美容サービス	外出困難な利用者に対する出張美容サービス	(A) 通年 (事業所により異なる) (B) さくら、ひまわり、 つなぐ、ひだまり (C) 2 人	(D) 障害者(児) (E) 未定	5, 550

(2) その他の事業

合計 245, 550 (千円)

実施の規定なし。

(備考)

- 1 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2 (2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

法人名 特定非営利活動法人 かぞくの家 さくら

1 事業実施の方針

以下の事業を確実に実施することを目標とする。

「さくら」、「ひまわりのたね」、「つなぐのところ」及び「ひだまりのところ」の4事業所体制で、日中一次支援・短期入所・生活介護事業を行います。

障害者(児)及びその親同士の交流、情報交換としての場としても活動を行い、障害を理解してもらう為の活動を通じて、子供たちとその家族の支援を目標とします。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①障害者総合 支援法に基づ く障害福祉サ ービス事業及 び地域生活支 援事業	0才～上限なしを対象 障害の種別は問わず 24時間体制 日中一時支援事業 短期入所事業 生活介護事業	(A) 通年 (事業所により異なる) (B) さくら、ひまわり、 つなぐ、ひだまり (C) さくら：3人 ひまわり：9人 つなぐ：12人 ひだまり：7人	(D) 0才～上限なし の障害者(児) (E) 21,000人/年	241,000
②障害の種 別を問わず 利用できる 事業	利用者に対する食事提 供事業	(A) 通年 (事業所により異なる) (B) さくら、ひまわり、 つなぐ、ひだまり (C) さくら：3人 ひまわり：9人 つなぐ：12人 ひだまり：7人	(D) 0才～上限なし の障害者(児) (E) 21,000人/年	6,390
③洋菓子、パ ンの製造販 売	利用者の製造する洋菓 子、パンの販売	(A) 通年 (B) またね (C) 3人	(D) 一般市民 (E) 多数	5,280

④農産物の栽培、販売	利用者の栽培・収穫する農産物の販売	(A) 通年 (B) たいよう (C) 1 人	(D) 一般市民 (E) 多数	1, 050
⑤美容師法施行令第 4 条第 1 号に基づく出張美容サービス	外出困難な利用者に対する出張美容サービス	(A) 通年 (事業所により異なる) (B) さくら、ひまわり、 つなぐ、ひだまり (C) 2 人	(D) 障害者(児) (E) 未定	5, 860

(2) その他の事業

合計 259, 580 (千円)

実施の規定なし。

(備考)

- 1 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2 (2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。

令和7年度 活動予算書
 特定非営利活動法人 かぞくの家さくら
 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位 : 円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1.受取会費	200,000	200,000
2.受取寄付金	0	
3.受取助成金等	0	
4.事業収益		
障害者自立支援費収益	338,900,000	
食事利用収益	10,350,000	
販売収益	5,380,000	
美容収益	6,000,000	
施設利用収益	0	360,630,000
5.その他収益		
受取利息	8,000	
雑収益	10,000,000	10,008,000
経常収益計		370,838,000
II 経常費用		
1.事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	140,000,000	
退職金	1,000,000	
人材派遣費	5,000,000	
法定福利費	20,000,000	
厚生費	2,700,000	
人件費計	168,700,000	
(2) その他経費		
食材仕入	6,800,000	
原材料仕入	300,000	
運営諸経費	8,400,000	
広告宣伝費	200,000	
減価償却費	8,700,000	
賃借料	15,500,000	
修繕費	850,000	
消耗品費	6,200,000	
水道光熱費	4,600,000	
旅費交通費	3,600,000	
租税公課	200,000	
交際接待費	100,000	
通信費	1,400,000	
車両費	2,000,000	
研修費	3,500,000	
事業諸費	14,500,000	
その他経費計	76,850,000	
事業費計		245,550,000
2.管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	26,400,000	
給料手当	13,000,000	
法定福利費	4,000,000	
厚生費	20,000	
人件費計	43,420,000	
(2) その他経費		
手数料	5,800,000	
管理諸費	4,700,000	
支払利息	1,600,000	
その他経費計	12,100,000	
管理費計		55,520,000
経常費用計		301,070,000
当期経常増減額		69,768,000
III 経常外収益		
固定資産売却益	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
雑損失	0	
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		69,768,000
法人税、住民税及び事業税		23,770,000
当期正味財産増減額		45,998,000
前期繰越正味財産額		239,423,628
次期繰越正味財産額		285,421,628

※その他の事業の実施を規定していません。

令和8年度 活動予算書
 特定非営利活動法人 かぞくの家さくら
 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位 : 円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1.受取会費	200,000	200,000	
2.受取寄付金	0		
3.受取助成金等	0		
4.事業収益			
障害者自立支援費収益	352,200,000		
食事利用収益	10,400,000		
販売収益	5,915,000		
美容収益	7,200,000		
施設利用収益	0	375,715,000	
5.その他収益			
受取利息	8,000		
雑収益	7,000,000	7,008,000	
経常収益計			382,923,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	148,260,000		
退職金	1,000,000		
人材派遣費	6,000,000		
法定福利費	20,515,000		
厚生費	3,035,000		
人件費計	178,810,000		
(2) その他経費			
食材仕入	7,270,000		
原材料仕入	325,000		
運営諸経費	9,430,000		
広告宣伝費	230,000		
減価償却費	8,720,000		
賃借料	15,620,000		
修繕費	900,000		
消耗品費	6,655,000		
水道光熱費	4,770,000		
旅費交通費	3,920,000		
租税公課	215,000		
交際接待費	115,000		
通信費	1,495,000		
車両費	2,320,000		
研修費	3,970,000		
事業諸費	14,815,000		
その他経費計	80,770,000		
事業費計		259,580,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	26,400,000		
給料手当	13,450,000		
法定福利費	4,260,000		
厚生費	22,500		
人件費計	44,132,500		
(2) その他経費			
手数料	5,925,000		
管理諸費	5,310,000		
支払利息	1,600,000		
その他経費計	12,835,000		
管理費計		56,967,500	
経常費用計			316,547,500
当期経常増減額			66,375,500
III 経常外収益			
固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
雑損失		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			66,375,500
法人税、住民税及び事業税			22,573,000
当期正味財産増減額			43,802,500
前期繰越正味財産額			285,421,628
次期繰越正味財産額			329,224,128

※その他の事業の実施を規定していません。